

明治初期中央官員に関する研究

教科・領域教育学専攻

社会系コース

M07182B

宮崎貴臣

I. 研究の目的と方法

1. 研究の目的

本稿は明治初期における官員の構成や勤務状況などの様々な様態とその変遷過程を明らかにすることを目的としている。

日本の官僚制は江戸から明治維新にかけた変革期のなかで創設され、近代国家形成においては重要な制度であった。そのなかにいる官員は国家機関を構成し、国家運営の担い手として重要な役割を果たしてきた。

この官僚制の史的変遷や果たした役割については多くの研究者によって記述されてきた。しかしながら、官僚制の制度及び官員の様態についての研究は必ずしも十分ではない。さらには、それらを系統的に記述したものはほとんどない。

そこで本稿では明治初期における中央官員に関する制度と様態を系統的に考察していく。

2. 研究の方法

当時期における官員に関する制度の変遷過程を明らかにするために、『法令全書』を中心に当時の法令をひとつひとつ時期を追って紐解き、考察する。

ただし、官員について組織的にみても総てを網羅するには莫大過ぎて困難を要するため、中央官員と限定し、軍組織・外交官等は含めない。さらに時期についても官等制度がある程度整う明治五、六年までを中心とし、必要に応じて時期の調整をおこなうものとする。

II. 論文構成

序章 本研究の動機と目的及び研究対象

第一章 太政官制度の概要と機能

第二章 官員の採用人事・身分・社会的評価

—採用方法・階級・気質—

第三章 官員の労働条件

—給与・出退勤時間・休日・門規—

終章 結論と今後の課題

参考文献・史料一覧

III. 研究の概要

官員は国家機関の構成員である以上、そのおおもとなる当時の制度、つまり太政官制度をある程度理解する必要がある。

そこで第一章では、この太政官制度について概説をすることで太政官制の変遷過程及び機能の理解に努めた。

第二章では、官員の採用方法と階級構成、社会的評価を三節に分けて考察した。

当時の官員の採用は、早くから適材適所の採用を唱えるものの、実際は維新の主導力であった薩長等の藩閥勢力による情実任用であった。この任用が公平なものになるのは明治十八年の内閣制移行後である。また当時は藩の権力が依然強く、明治政府は朝廷の直雇いである朝臣として藩から有能者を採用し高い位を与えることで、藩からの脱却を図っていった。さらに幾度となく官等を整理していくことで強固な組織造りをおこなったので

あった。このような関係もあり、当時の官員は特に優遇される傾向にあり、そのことで傲慢な態度をとる者も現れ、民衆にはあまり良い印象ではなかった。

第三章では、官員の労働条件を中心に第一節では給与体系、二節と三節で出勤退勤時間の変容と休日の制定の変容について時期を追って紐解くとともに考察を試みた。また四節では太政官代における出勤退勤の際の門規についても系列的に記述することができた。

官員の給与は、政府の基礎を固めるために慌しく改革をおこなっていた時であり、そのため政府としては資金不足であったなかでも、半減されたこともあるが、一定の生活レベルが保証されていた。当時としては高い給与であったことは間違いない。ただし、官等の差によって給与の額の差が激しかった。当時は石高表記でも、実際はお金に換算され支払われていた（場合により米支給）。相場はその時の米の相場によって決まったが、不況の時も多かったので、一律に定められることもあった。

勤務時間をみると、当時は短いものであった。しかし、当初は変更が多く、模索状態であったことがわかる。また、当時は夏場になると特別の時間帯がその都度設定された。

休日については、現在の日曜休暇制が採用されたのが明治九年であった。それまでは一六のつく日を休みとし、必要に応じてその都度達しにより定められていた。暑中休暇、年末年始休暇が定められたのもこの時代からであった。さらに祝日祭日の制も平行して変遷し、明治六年にこの祝日祭日の制が確立することとなった。

門規では、太政官代の下馬下乗・乗輿乗馬規則の変遷を追った。この規則は太政官が役所の場所を移動するたびに新しい規則として出され、それ

ぞれの位によって乗り降りする場所が違っていた。この規則は内閣制への移行とともに消滅するものの、皇居の門規等は現在もなお存在している。

IV. 研究の成果と課題

1. 研究の成果

本稿では、官員の様々な様態が規則としてどのように移り変わっていったかということを実証的に明らかにしたいという目的のもと、特にその当時の法令をひとつひとつみてきた。このことにより、制度上での官員の人事や構成、労働条件の形態や変遷過程を系統的に明らかにすることができ、官員についての一つのまとまった論文として書き上げることができた。また、その考察によって官員の社会的評価にも言及することができた。

2. 今後の課題

まず今回の研究に際して『法令全書』を資料の中心としたため、制度の研究が中心となり、実際これらの規則がどのように用いられていたのかといった実態の部分については調べるに至らなかった。加えて制度においても罰則規定などの服務規律や服装など官員に関する明らかにすべきことはまだまだ多く、今後これらを課題として取り組んでいきたい。

主任指導教員 藤井 徳行
指導教員 藤井 徳行